

さいと訪問看護ステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、生協法人西都保健生活協同組合（以下「法人」という）が設置するさいと訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営管理を図るとともに、指定訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業（以下「事業」という）の適正な運営及び利用者等に対する適切な指定訪問看護及び介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、家族における療養生活を支援し、その心身機能の維持回復を目指し、生活状況の向上に努めるものとする。

2 ステーションは、事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるように努めるものとする。

3 ステーションは、事業の運営にあたっては、市のサービス調整チーム、高齢者住宅サービスセンター等を活用し、市及び他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者と密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

（事業の運営）

第3条 ステーションは、この事業の運営を行い、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師、その他の従業者（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業所の名称等）

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名称 : さいと訪問看護ステーション

所在地 : 東京都小平市美園町1-4-11 清川ビル302

2 ほかに以下の出張所を置く。

(1) 名称 : さいと訪問看護ステーション 清瀬事業所

所在地 : 東京都清瀬市上清戸2-1-42

(2) 名称 : さいと訪問看護ステーション 東村山事業所

所在地 : 東京都東村山市本町4-2-1 パルナス久米川1階3号室

（職員の職種、員数及び勤務内容）

第5条 ステーションの管理者、勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者：看護師 1名

(2) 管理者職務：原則として専ら管理に従事する。但し、管理上支障がない場合は、訪問看護の提供を行うことができる。

(3) 従業員人：看護師（管理者1名含む）・保健師 常勤換算2.5名以上

作業療法士・理学療法士 相当数

(4) 勤務内容：訪問看護計画書及び報告書を作成し、看護師等は、訪問看護を担当する。

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日は通常月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを休日とする。

(2) 営業時間は、9時から16時50分までとする。ただし、土曜日は9時から12時50分までとする。

(利用時間及び利用回数)

第7条 訪問看護の実施時間は、1日1回の訪問につき30分から1時間30分程度を標準とし、2時間を越えないものとする。

2 利用者による訪問看護の利用回数は、1週3日を限度とする。ただし、末期悪性腫瘍及びその他厚生労働大臣の定める疾病等の利用者については、その限りではない。

3 前2項の規定にかかわらず、居宅サービス計画に基づく訪問看護にかかわる利用時間及び利用回数については、当該計画によるものとする。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1) 主治医がステーションに交付した指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

(2) 利用者又は家族からステーションに直接連絡のあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。

(3) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから市医師会等に相談し対処していく。

(訪問看護の内容)

第9条 ステーションの訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 病状・障害の観察

(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話

(3) 褥そうの予防・処置

(4) リハビリテーション

(5) ターミナルケア、認知症患者の看護

(6) 療養生活や介護方法の指導

(7) カテーテル等の交換・管理

(8) その他医師の指示による医療処置

(緊急時における対応)

第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生

じたときは、速やかに主治医に連絡し、指示をあおぐ。主治医との連絡が困難な場合は緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(高齢者虐待防止の対応)

第11条 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1 定期的に研修等を実施し、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- 2 虐待防止委員会を定期的に開催し、会議内容について職員へ周知します。(委員会については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)
- 3 虐待防止のための指針を整備していきます。

(身体拘束等の適正化の推進)

第12条 看護師等は緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず行う場合には利用者、家族から同意を得て、その態様及び時間、利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

(職場におけるハラスメントについて)

第13条 職場におけるハラスメントによって就業環境が害されることを防止し、適切なサービスを提供できる体制が確保出来るよう方針を策定し、明確化していきます。

(介護施設・事業所における業務継続計画について)

第14条 災害等発生・感染症拡大が発生した際、業務を中断させない、中断した場合でも可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した事業継続計画を策定していきます。

(事業所における感染対策について)

第15条

- (1) 感染症予防・拡大防止のための委員会を設置、2ヶ月に1回会議を開催し、その内容について職員へ周知徹底を図ります。
- (2) 感染症予防・拡大防止のための指針を整備していきます。
- (3) 職員に対し、感染症予防・拡大防止のための研修等を定期的実施します。

(利用料)

第16条 ステーションは、基本利用料として介護保険法及び健康保険法又は後期高齢者保険法に規定する厚生労働大臣が定める別表(*)の額の支払を、利用者から受けるものとする。尚、当該訪問看護が法定代理受領サービスに該当するときは、その額の1割～3割とする。

- 2 ステーションは、基本料金のほか看護師等の訪問看護の提供が次の各号に該当するときは、その他の利用料として別表の額の支払を、利用者から受けるものとする。

- (1) 第6条第1項で定めた利用日以外の日、医療保険で訪問をおこなった場合。
 - (2) 第6条第2項で定めた利用時間帯以外の時間外に医療保険で訪問を行った場合。
 - (3) 第7条第1項で定めた2時間を越えた医療保険訪問の場合。
 - (4) 訪問看護と連続して行われる死後の処置料
- 3 ステーションは、実費負担の利用料として、訪問看護に必要な交通費、おむつ代等に要する費用を利用者から受けとるものとする。但し、介護保険で行う訪問看護にかかわる交通費は、次条の地域以外とする。
- 4 ステーションは、前3項の料金の支払を受けたときは、基本料金とその他の利用料（個別の費用毎に区分）について記載した領収書を交付する。
- 5 ステーションは、訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し基本料金並びにその他の利用料の内容及び金額に関して説明を行い、その理解を得なければならない。

(通常業務を行う地域)

第17条 通常業務を行う地域は次の通りとする。

- (1) さいと訪問看護ステーション 小平市、東村山市、東久留米市
- (2) さいと訪問看護ステーション 清瀬事業所
清瀬市、東久留米市、西東京市、新座市、所沢市
- (3) さいと訪問看護ステーション 東村山事業所
東村山市、小平市、東大和市、東久留米市、清瀬市

(その他運営についての留意事項)

- 第18条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
- 2 職員及び職員であったものは、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た秘密を保持する。
 - 3 ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から3年間保管しなければならない。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は西都保健生活協同組合が定めるものとする。

附則

この規定は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成14年	10月	1日	改定
平成16年	5月	1日	改定
平成18年	4月	1日	改定
平成19年	9月	1日	改定
平成20年	1月	1日	改定
平成20年	6月	1日	改定
平成20年	9月	1日	改定
平成21年	8月	1日	改定
平成21年	9月	1日	改定

平成 23 年 1 2 月	1 日	改定	
平成 24 年 1 1 月	1 日	改定	
平成 25 年 2 月	1 日	改定	
平成 26 年 1 月	6 日	改定	
平成 26 年 2 月	1 日	改定	
平成 26 年 4 月	7 日	改定	
平成 26 年 1 2 月 1 0 日		改定	
平成 27 年 4 月 1 5 日		改定	
平成 27 年 5 月 1 日		改定	
平成 27 年 7 月 1 3 日		改定	
平成 28 年 3 月 1 日		改定	
平成 28 年 4 月 8 日		改定	
平成 28 年 6 月 1 6 日		改定	
平成 29 年 4 月 1 日		改定	
平成 30 年 4 月 1 6 日		改定	(住所変更)
令和 03 年 4 月 1 日		改定	
令和 05 年 7 月 1 日		改定	
令和 06 年 6 月 1 日		改定	